

## ～平成 29 年度税制改正 資産税関連の改正の概要～

平成 29 年度税制改正大綱は、平成 28 年 12 月 8 日に自民党と公明党との連名により公表され、続いて 12 月 22 日に同様の内容で閣議決定を受けました。

今回の改正では、「一億総活躍社会」の実現に向けた取組みの一端を担う「働き方改革」の税制面での後押しとなるよう、配偶者控除・配偶者特別控除の見直しが行われますが、当初、改正の目玉として議論に挙がっていた夫婦控除の創設は見送られました。また、企業収益の拡大が雇用の増加や賃金の上昇につながり、それが消費や投資のさらなる増加に結び付くという経済の「好循環」を強化する観点から、所得拡大促進税制の拡充などが行われております。

そのような中、今回は平成 29 年度税制改正大綱の内容のうち、主な資産税関連の改正の概要を解説します。

**1. 相続税又は贈与税の納税義務の見直し**

①国内に住所を有しない者であって日本国籍を有する相続人等に係る相続税の納税義務について、国外財産が相続税の課税対象外とされる要件を、被相続人等及び相続人等が相続開始前 10 年（現行：5 年）以内のいずれの時においても国内に住所を有したことがないこととしました。

②被相続人等及び相続人等が出入国管理及び難民認定法別表第一の在留資格をもって一時的滞在（国内に住所を有している期間が相続開始前 15 年以内で合計 10 年以下の滞在をいう。）をしている場合等の相続又は遺贈に係る相続税については、高度外国人材等の受入れ促進の観点から、国内財産のみを課税対象とすることとしました。

③国内に住所を有しない者であって日本国籍を有しない相続人等が、国内に住所を有しない者であって相続開始前 10 年以内に国内に住所を有していた被相続人等（日本国籍を有しない者であって一時的滞在をしていたものを除く。）から相続又は遺贈により取得した国外財産を、相続税の課税対象に加えることとしました。

上記の改正は、贈与税の納税義務についても同様の取扱いとし、平成 29 年 4 月 1 日以後に相続若しくは遺贈又は贈与により取得する財産に係る相続税又は贈与税について適用されます。

**2. タワーマンションに係る固定資産税・都市計画税の見直し**

居住用超高層建築物（高さが 60m を超えるマンション）については、当該居住用超高層建築物全体に係る固定資産税額・都市計画税額を各区分所有者にあん分する際に用いる当該各区分所有者の専有部分の床面積を、住戸の所在する階層の差異による床面積当たりの取引単価の変化の傾向を反映するための補正率（※）により補正することとしました。

※階層別専有床面積補正率…居住用超高層建築物の 1 階を 100 とし、階が $n$ を増すごとに、これに、10 を 39 で除した数を加えた数値とします。

この改正は、平成 30 年度から新たに課税されることとなる居住用超高層建築物（平成 29 年 4 月 1 日前に売買契約が締結された住戸を含むものを除く。）について適用されます。

**3. 取引相場のない株式の評価の見直し**

①類似業種比準方式について、次の見直しを行うこととされました。

(イ) 類似業種の上場会社の株価について、現行に課税時期の属する月以前 2 年間平均を加える。

(ロ) 類似業種の上場会社の配当金額、利益金額及び簿価純資産価額について、連結決算を反映させたものとする。

(ハ) 配当金額、利益金額及び簿価純資産価額の比重について、1 : 1 : 1 とする。（現行の比重は 1 : 3 : 1）

②評価会社の規模区分の金額等の基準について、大会社及び中会社の適用範囲を総じて拡大することとされました。

この改正は、平成 29 年 1 月 1 日以後の相続等により取得した財産の評価に適用されます。

**4. 広大地の評価の見直し**

広大地の評価について、現行の面積に比例的に減額する評価方法から、各土地の個性に応じて形状・面積に基づき評価する方法に見直すとともに、適用要件を明確化することとされました。

この改正は、平成 30 年 1 月 1 日以後の相続等により取得した財産の評価に適用されます。

**5. 上場株式等の物納順位の見直し**

相続税の物納に充てることができる財産の順位について、株式、社債及び証券投資信託等の受益証券のうち金融商品取引所に上場されているもの等を国債及び不動産等と同順位（第一順位）とし、物納財産の範囲に投資証券等のうち金融商品取引所に上場されているもの等を加え、これらについても第一順位とされました。